

仕様書

1 業務名

京都市立勸修小学校自転車置き場屋根解体撤去作業

2 業務目的

京都市立勸修小学校にある経年劣化した自転車置き場の屋根を解体撤去する。

3 履行期限

令和8年9月30日まで

4 履行場所

京都市山科区勸修寺東栗栖野町42番地

5 担当

京都市教育委員会事務局教育環境整備室(用地土木) 浅倉 TEL:075-222-3795

6 業務範囲

別紙参照（位置図、写真、構造図）

7 業務内容

- ① 別紙構造図に記載されている自転車置き場の屋根を解体し、撤去する。
- ② 解体撤去で発生した産業廃棄物は適正に処分すること。
- ③ 作業報告は本市指定の履行報告書及び作業状況写真（着工前、施工中、完了）とする。

8 支払条件

業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

9 特記事項

- ① 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費および諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ② 業務に伴い発生した産業廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費および処分費は、本業務に含む。
- ③ 作業責任者を明確にし、担当者、学校に報告すること。
- ④ 作業日は契約決定後に担当者、学校と調整して決定すること。
- ⑤ 作業開始時間は児童の登校後とし、詳細は学校に確認すること。
- ⑥ 作業時は児童、教職員の安全を最大限考慮し必要な安全措置を講じること。
- ⑦ 学校敷地内を車両が通行する際は最徐行の上、事故が無いよう細心の注意を払うこと。
- ⑧ 作業実施者の安全管理は、受注者の責任において行うこと。
- ⑨ 問題が生じた場合は、速やかに担当者、学校に連絡すること。事故等により第三

者やほかの工作物に損傷を与えた場合は、受注者の責任において対応すること。
また、作業に際し、汚損等があった場合は、受注者にて原状復旧を行うこと。

- ⑩ 受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報等の業務上の秘密を外部に漏らす及び他の目的に使用してはならない。契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- ⑪ 本業務上発生した疑義については、発注者と受注者が協議のうえ対処するものとする。